令和７年度
若狭町水道事業水質検査計画

若狭町上下水道課

１　水質検査計画とは

水道事業者は、毎事業年度の開始前に、検査項目、採水の場所、検査の回数及びその理由等を記載した水質検査計画を、住民に情報提供することが義務付けられている（水道法施行規則（昭和３２年厚生省令第４５号）第１５条第６項及び第１７条の５）。上下水道課では、水質検査計画の中で、水源から給水栓までの水質検査の方針及び具体的な計画を定めており、適正な水質管理と情報提供を行うこととする。本年度実施する水質検査の結果等を踏まえて、翌年度以降の水質検査計画を策定することとしている。

２　基本方針

(1) 検査地点は、町内給水栓（浄水）及び水源（原水）とする。

(2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目とする。

(3) 検査頻度は、給水区域内の給水栓（任意に設定）において、毎月検査を行う。また、原水については、毎年１回の検査を行う。

３　水道事業の概要

(1) 上中地域

水源を天増川表流水と野木水源地下水とし、浄水処理を行った後、１号配水池又は４号配水池から上中地域（杉山地区及び河内地区を除く。）と小浜市田烏地区に配水を行っている。安定した水道水の供給を行うため、熊川浄水場に職員が常時勤務し、浄水処理を管理している。

ア　天増川水源

表流水を水源とし、熊川浄水場において、前塩素消毒処理、高塩基ポリ塩化アルミニウムによる凝集沈殿処理、急速ろ過処理、後塩素消毒処理、を行い、１号配水池へ送水している。１号配水池から自然流下で熊川地区、瓜生地区、三宅地区の一部、鳥羽地区に配水している。３号配水池（海士坂）で、追塩素消毒処理を行い、小浜市田烏地区大浜の国立若狭青少年自然の家方面に配水している。

イ　野木水源

地下水を水源とし、塩素による消毒処理を行い、４号配水池へ送水し、野木地区、三宅地区の一部、下吉田集落に配水している。

ウ　杉山地区水道施設

杉山川の伏流水を水源とし、塩素による滅菌処理を行い、配水池から自然流下で杉山地区に配水している。

(2) 三方地域

１０水系の各水道施設から各給水区域に配水しており、それぞれに浄水

施設、配水施設等を設けている。施設ごとに、表流水、伏流水又は地下水を水源としている。

ア　三十三地区水道施設

高岸深井戸、岩屋深井戸、井崎深井戸の３つの井戸を水源とし、塩素による滅菌処理を行い、低区配水池、高区配水池、倉見配水池へ送水し、自然流下で三十三地区に配水している。

イ　向笠地区水道施設

深井戸地下水を水源とし、塩素による滅菌処理を行い、配水池へ送水し、自然流下で向笠地区へ配水している。

ウ　三方地区水道施設

串古川を水源とし、松尾山浄水場において、前塩素消毒処理、苛性ソーダと高塩基ポリ塩化アルミニウムによる凝集沈殿処理、急速濾過処理、後塩素消毒処理を行い、配水池へ送水し、自然流下で三方地区へ配水している。また、渇水時期や降雨により高濁度が持続した場合には、緊急的に横渡水源深井戸から取水している。

エ　田井地区水道施設

梅ヶ原井戸、田井野井戸の２つの井戸を水源とし、塩素による滅菌処理、急速濾過処理を行い、高区配水池、低区配水池へ送水し、自然流下で田井地区に配水している。

オ　世久見地区水道施設

１号井戸、２号井戸及び湧水を水源とし、塩素による滅菌処理、急速濾過処理を行い、配水池へ送水し、自然流下で世久見地区へ配水している。

カ　食見地区水道施設

食見川を水源とし、塩素による滅菌処理、シフォンタンクによる濾過処理を行い、配水池から自然流下で食見地区へ配水している。

キ　海越地区水道施設

１号井戸から３号井戸までの３つの井戸を水源とし、塩素による滅菌処理、急速ろ過処理を行い、配水池へ送水し、自然流下で海越地区へ配水している。

ク　小川地区水道施設

１号井戸から４号井戸までの４つの井戸を水源とし、塩素による滅菌処理後、配水池へ送水し、自然流下で小川地区へ配水している。

ケ　神子地区水道施設

１号井戸から３号井戸までの３つの井戸を水源とし、塩素による滅菌処理、急速ろ過処理を行い、配水池へ送水し、自然流下で神子地区へ配水している。

コ　常神地区水道施設

２号井戸、３号井戸を水源とし、塩素による滅菌処理、急速ろ過処理を行い、配水池へ送水し、自然流下で常神地区へ配水している。

４　給水区域

施設名		給水区域
上中地域	１号配水池	熊川地区、瓜生地区、三宅地区の一部、鳥羽地区
	２号配水池	（休止中）
	３号配水池	大浜（国立青少年自然の家）田烏地区（渇水期応急対応）
	４号配水池	野木地区、三宅地区の一部、下吉田
三方地域	三十三地区水道施設	白屋、成願寺、上野、能登野、横渡、井崎、高岸、岩屋、田上、東黒田、倉見
	三方地区水道施設	相田、藤井、南前川、北前川、佐古、田名、三方、鳥浜、中央、気山、館川、上瀬
	田井地区水道施設	成出、田井野、梅ケ原、田立、別庄、世久津、伊良積、北庄、島の内
	世久見地区水道施設	世久見
	食見地区水道施設	食見
	海越地区水道施設	海山、塩坂越
	小川地区水道施設	小川
	神子地区水道施設	神子
	常神地区水道施設	常神

５　水質検査

(1)　浄水水質検査

各施設給水区域内の給水栓で採水し、毎月１回の検査を実施する。

施設名		採水地点
上中地域	１号配水池系	末野区集落センター、麻生野区集落センター、熊川区集落センター、井ノ口区集落センター
	３号配水池系	国立青少年自然の家

	４号配水池系	下吉田区集落センター、日笠区集落センター、下野木区集落センター
	杉山地区水道施設	杉山区集落センター
	三十三地区水道施設	成願寺区集落センター（高区配水池系）、ＪＲ十村駅（低区配水池系）、倉見区集落センター（倉見配水池系）
	向笠地区水道施設	国津神社
	三方地区水道施設	三方保健センター
	田井地区水道施設	田井野区集落センター
	世久見地区水道施設	世久見漁協
	食見地区水道施設	食見区集落センター
	海越地区水道施設	海山区集落センター
	小川地区水道施設	小川神社
	神子地区水道施設	旧岬小学校教員宿舎
	常神地区水道施設	常神漁協

(2) 原水水質検査

各施設取水口等で採水し、年１回の検査を実施する。

施設名		採水地点
上中地域	天増川	表流水取水口
	野木水源	野木井戸ポンプ室
	杉山地区水道施設	表流水取水口
三方地域	三十三地区水道施設	高岸井戸、岩屋井戸、井崎井戸
	向笠地区水道施設	２号井戸
	三方地区水道施設	松尾山浄水場サンプリング室、横渡井戸
	田井地区水道施設	１号井戸、２号井戸
	世久見地区水道施設	１号井戸、２号井戸、浄水場内（湧水）
	食見地区水道施設	表流水取水口
	海越地区水道施設	１号井戸～３号井戸
	小川地区水道施設	１号井戸～４号井戸
	神子地区水道施設	１号井戸～３号井戸
	常神地区水道施設	２号井戸、３号井戸

(3) 臨時水質検査

次のような水質の異常が生じたときにから安全が確認されるまでの間、

継続して検査を実施する。

ア 水道水が水質基準に適合しない恐れがあるとき。

イ 水源で水に着色又は濁りが生じるなど水質が著しく悪化したとき。

ウ 表流水で多数の魚が斃死するなど水源に異常があったとき。

エ その他必要と認められるとき。

6　水質検査の方法

水質試験の対象とする水は、上下水道課職員が採水し、水道法（昭和３２年法律第１７７号）第２０条第３項に規定する厚生労働大臣登録機関に検査を委託して行う。管理目標設定項目については、福井県が福井県水道水質管理計画に基づき実施する。

7　水質検査基準項目の検査頻度

(1) 浄水の濁度、色度及び残留塩素は、毎日検査を実施する。

(2) 浄水９項目検査は、毎月実施する。

(3) 浄水２５項目検査（省略不可２１項目、追加３項目、新規１項目）は、年に３回実施する。

(4) 浄水５１項目検査及び原水３９項目検査は、年に１回実施する。過去の検査結果が基準値の２分の１未満であるため、水源及びその周辺状況を勘案し、浄水５１項目検査については、年１回に省略して実施する。

(5) 検査項目等は、次のとおりとする。

項目	基準値	浄水				原水
		毎日	月1	年3	年1	年1
一般細菌	≦100 個/ml		○	○	○	○
大腸菌	検出されないこと		○	○	○	○
ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその他化合物	≦0.003mg/l			○	○	○
水銀及びその他化合物	≦0.0005mg/l				○	○
ｾﾚﾝ及びその他化合物	≦0.01mg/l				○	○
鉛及びその他化合物	≦0.01mg/l				○	○
ﾋ素及びその他化合物	≦0.01mg/l				○	○
六価ｸﾛﾑ化合物	≦0.02mg/l				○	○
ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	≦0.01mg/l			○	○	○
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	≦10mg/l				○	○
亜硝酸態窒素	≦0.04mg/l				○	○
ﾌｯ素及びその他化合物	≦0.8mg/l				○	○
ﾎｳ素及びその他化合物	≦1.0mg/l				○	○

四塩化炭素	≦0.002mg/l				○	○
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	≦0.05mg/l				○	○
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ 及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	≦0.04mg/l				○	○
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	≦0.02mg/l				○	○
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	≦0.01mg/l				○	○
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	≦0.01mg/l			○	○	○
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	≦0.01mg/l				○	○
ｸﾛﾛ酢酸	≦0.02mg/l			○	○	
ｸﾛﾛﾎﾙﾑ	≦0.06mg/l			○	○	
ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	≦0.03mg/l			○	○	
ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	≦0.1mg/l			○	○	
臭素酸	≦0.01mg/l			○	○	
総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	≦0.1mg/l			○	○	
ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	≦0.03mg/l			○	○	
ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	≦0.03mg/l			○	○	
ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	≦0.09mg/l			○	○	
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	≦0.08mg/l			○	○	
亜鉛及びその他化合物	≦1.0mg/l				○	○
ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその他化合物	≦0.2mg/l			○	○	○
鉄及びその他化合物	≦0.3mg/l				○	○
銅及びその他化合物	≦1.0mg/l				○	○
ﾅﾄﾘｳﾑ及びその他化合物	≦200mg/l				○	○
ﾏﾝｶﾞﾝ及びその他化合物	≦0.05mg/l				○	○
塩化物ｲｵﾝ	≦200mg/l		○	○	○	○
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等	≦300mg/l				○	○
蒸発残留物	≦500mg/l				○	○
陰ｲｵﾝ界面活性剤	≦0.2mg/l				○	○
ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	≦0.00001mg/l				○	○
塩素酸	≦0.6mg/l			○	○	
2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	≦0.00001mg/l				○	○
非ｲｵﾝ界面活性剤	≦0.02mg/l				○	○
ﾌｪﾉｰﾙ類	≦0.005mg/l				○	○
有機物等（過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量）	≦3mg/l		○	○	○	○
pH 値	5.8≦8.6		○	○	○	○

味	異常でないこと		○	○	○	
臭気	異常でないこと		○	○	○	○
色度	≦5 度	○	○	○	○	○
濁度	≦2 度	○	○	○	○	○
残留塩素	≧01mg/l	○	○	○	○	

(6) 糞便汚染の指標としての検査項目等は、次のとおりとする。

項目	検査頻度及び採水地点
大腸菌(E.coli)	ア 8 回/年　天増川水源取水口 向笠地区 1 号井戸 三方地区串古川水源取水口 世久見地区湧水取水口 食見地区表流水取水口 常神地区 2 号井戸 イ 4 回/年　野木水源浅井戸 杉山地区伏流水取水口
嫌気性芽胞菌	

(7) 糞便汚染のオーシスト試験の検査項目等は、次のとおりとする。

項目	検査頻度及び採水地点
ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ	4 回/年 天増川水源取水口 向笠地区 1 号井戸 三方地区串古川水源取水口 世久見地区湧水取水口 食見地区表流水取水口 常神地区 2 号井戸
ｼﾞｱﾙｼﾞｱ	

(8) 農薬の検査項目等は、次のとおりとする。

項目	検査頻度及び採水地点
農薬	4 回/年 野木水源浅井戸

(9) その他（監視項目）の検査頻度等は、次のとおりとする。

項目	検査頻度及び採水地点
遊離炭酸、PFOS 及び PFOA	1 回/年 全水道施設

8　水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果は、町ホームページ及び上下水道課窓口で公表することとする。